

## 電動化対応トラック・バス導入加速事業に関するQ & A (補助金申請者用)

令和2年5月  
公益財団法人日本自動車輸送技術協会

### 【申請に関するもの】

問1. 申請者はどのような事業者ですか。

答. 電動化対応トラック・バス導入加速事業では、導入車種によって、申請可能な事業者が異なりますので、注意が必要です。本事業の補助対象者はトラック又はバスを所有して事業を実施する者です。詳細は公募説明会資料 13 頁の表をご覧ください。

バスについては営業用バス事業者（いわゆる「バス会社」）及び自家用バスでの有償運送事業者が申請対象外です。

EVトラック及び大型ハイブリッドトラックについては、事業用トラック及び自家用トラックを所有して事業を実施する者のどちらも申請可能です。また、事業用トラックを有する法人において、自家用トラックのみを使用する事業管轄部局等については補助金交付申請者に該当します。その場合、資料の提出が必要となります。

問2. 申請者は法人でなければいけないのでしょうか。

答. 申請者は法人でなくても、個人でもトラック又はバスを使用して事業を営業者であれば申請できます（例：個人商店において配達用に使うトラックの場合など）。

問3. 購入した車両の所有者が自動車販売会社（以下「ディーラー」という。）ですが、補助金申請（または完了実績報告）はできますか。

答. ディーラーが車両を事業に使用しないにもかかわらず所有者となっている場合は、所有権留保を解除して所有者の変更（移転登録）をしたうえで、当該変更後の車両所有者が補助金申請または完了実績報告を行ってください。

車両購入後に申請する場合は、申請時に「新規登録時の自動車検査証」と「現在の自動車検査証」の両方のコピーを提出してください。

車両購入前に申請を行った場合は、交付決定後に車両を購入し、経費支出後に完了実績報告を行うこととなりますが、その際に「新規登録時の自動車検査証」と「現在の自動車検査証」の両方のコピーを提出してください。

問4. 転リース取引は当該補助の対象となりますか。

答 補助対象となります。ただし、中間会社の契約書のコピー、算定根拠明細書等転リース取引の取引関係を証する書類が必要です。

問5. 補助金が受けられる電動化対応トラック・バスの種類を詳しく知りたいのですが、どうすれば良いですか。

答 申請が受けられる電動化対応トラック・バスの種類等については、公益財団法人日本自動車輸送技術協会（以下「協会」という。）のホームページに、事前登録された補助対象車両情報（一覧）として、車名・通称名、自動車の型式、基準額（補助対象額の上限）などが掲載されていますので、既に車両を購入されている事業者様は、当該自動車の自動車検査証を見て確認してください。また、今後購入する予定の事業者様は、当該自動車の販売店担当者等から車名、型式などをお聞きになって確認してください。ホームページの事前登録情報は随時更新されるため最新の情報をご確認ください。

なお、申請された車両と、実際に購入された車両が異なる場合などには、補助金が交付されませんのでご注意ください。

問6. ホームページに公表されている補助対象車両情報一覧に掲載した車両以外に、補助対象となる車両はないのでしょうか

答 補助対象車両情報一覧は、それまでに車両製造事業者から報告があり、審査を終了したもののみを公開しています。車両製造事業者からの報告については、補助金申請受付期間中、随時受け付けており、新たな報告があれば、報告内容を審査の上、随時公表内容を更新する予定です。

問7. 既に購入している車両でも補助対象車両となりますか。

答 令和2年4月1日以降の購入（自動車検査証の初度登録年月日が令和2年4月1日以降）のハイブリッドトラック、電気トラック、電気バスであれば申請可能です。

問8. 申請者は、導入車両の自動車検査証の所有者又は使用者のどちらですか。

答 申請者は、自動車検査証の所有者です。従いまして、リース車両の場合は、自動車検査証の所有者欄に記載されているリース事業者となります。

問 9. トラック運送事業者が自社の運転手等職員の輸送用に自家用としてハイブリッドバスを購入する場合、補助対象となりますか。

答 トラック事業者が道路運送法上の旅客運送事業者又は自家用有償運送事業者に該当しない場合は補助対象となります。

問 10. 値引き額や自治体等からの補助金は交付申請書（交付規程様式第 1（その 2）に記載すべき「寄付金、補助金その他の収入」に当たりますか。

答 値引き額は、「寄付金、補助金その他の収入」には記入せず、値引いた後の購入額を同様式の「補助金基本額（補助対象車両価格）」欄に記載してください。

自治体等からの交付金は「寄付金、補助金その他の収入」に該当するため、同欄に記載してください。

問 11. トラック協会からの利子補給はその他の収入等に当たりますか。

答 利子補給は、本補助金の対象である補助対象車両購入経路とは異なることから、寄付金、補助金その他の収入には当たりません。

問 12. 導入車両の導入日を詳しく教えてください。また、通常申請の場合、納入予定日が令和 3 年 3 月 4 日以降の場合は申請できないのですか。

答 ○ 実績申請（導入車両を購入した後申請する場合）については、令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 1 月 29 日までに購入した車両。

ただし、申請日は、協会が申請受付を公表した日～令和 3 年 1 月 29 日まで。

○ 通常申請（導入車両を購入する前に申請する場合）については、協会が申請受付を公表した日以降、申請をして協会の交付決定を受けた後（交付決定を受けた日）から令和 3 年 3 月 4 日までに購入した車両。

ただし、申請日は、協会が申請受付を公表した日～令和 3 年 1 月 29 日まで。

なお、令和 2 年 3 月 4 日（最終日）に補助対象車両を購入した場合でも、令和 3 年 3 月 11 日までに完了実績報告をしなければなりませんのでお気を付け願います。

【申請方法等】

問 1. 申請窓口はどこですか。

答 協会の（電動化対応トラック・バス導入加速事業）補助金執行グループが窓口です。

問 2. 申請書は持込みでも構いませんか。

答 申請は、協会窓口（東京都新宿区四谷三丁目 2 番 5 「全日本トラック総合会館 8 階」）へ申請者が持込（持参）するか又は郵便、総務大臣の許可を受けた信書便での送付で行ってください。

問 3. 申請書類は何部作成する必要がありますか。

答 2 部作成し、1 部（正本）を協会に提出、1 部を申請者控えとしてください。  
なお、申請書等の提出書類は、不交付決定などの場合でも、返還いたしませんのでご了承願います。

問 4. 申請書の添付書面について教えてください。

答 補助金申請には、申請書の他各種の添付書面が必要です。必要書面に漏れがないように協会において、添付書面を申請者が確認できるように「提出書面一覧」を用意しています。申請前にこの一覧表で添付書面の存在をチェックして申請時に漏れないようにお願いします。

なお、申請時に不足書面がありますと、申請が受付できない場合がありますので、ご注意願います。

問 5. 実績申請・通常申請の今年度の変更点について教えてください。

答 令和元年は、事業が先進環境対応トラック・バス事業から電動化対応トラック・バス事業に代わりましたが、前事業の先進環境・平成 31 年度電動化対応トラック・バス事業において申請実績があり、かつ、国土交通省の型式指定申請車、新型届出車又はパワートレイン系の改造内容が変更されていない車両であれば実績申請及び通常申請が可能となります。

問 6. 補助金申請をする場合、競争見積もりは必要ですか。

答 交付規程第 8 条第 2 号において、ハイブリッドトラックを除き、一般の競争に付

さなければならぬと規定されています。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。

従いまして、電気自動車などの改造車については、申請者の要求する仕様で自動車を製作することができる自動車製作者が複数社ある場合等には、競争見積もりが必要となります。また、電動化対応事業においては、充電設備が補助対象とされていますので、これに対する競争見積もりも必要となります。

問7. 添付書面の見積書、請求書、領収書は指定の様式がありますか。

答 指定様式はございません。各社の様式で結構ですが、見積書には、導入車両の型式、請求書及び領収書には導入車両の車台番号又は登録番号を記載していただく必要があります。また、各書面の宛先と申請者名が一致することはもとより、各書面の日付けにもご注意ください。

問8. 電子取引で領収証がでないものについてはどうするのですか。

答 別途、申請用の領収証を作成して頂き、その写しを提出してください。

問9. 手形処理で車両を購入した場合、領収証を発行されないが、銀行の手形処理の電子領収証で申請等することができますか。

答 電子領収証と通常（手形）の領収証を添付してください

問10. 登記事項証明書は、どの種の証明書を提出するのですか。

答 登記事項証明書としては、現在事項証明書又は履歴事項証明書の写し（コピー）を提出してください。なお、発行後3ヶ月以内のもの。

問11. 地方公共団体など登記を要しない法人が申請する場合は、登記事項証明書などが必要ですか。

答 登記事項証明書の添付は必要ありません。なお、都道府県・市町村・特別区・一部事務組合・広域連合以外の登記を要しない法人の場合は、認可等の成立に要する法的文書の一部を求める場合があります。詳細はお問い合わせください。

問12. 申請者を確認できる書類として、個人事業者は、「住民票の写し又は自動車免

許証の写し」を添付することとなっていますが、パスポートの写しではだめですか。

答 交付規程において、個人の確認書類としては「住民票の写し（発行後3ヶ月以内のもの）または免許証の写し」のみと規定しているため、パスポートの写しは認められません。

問13. 自動車購入契約書（納入予定日を明記しているもの）はどのようなものですか。

答 様式第1で申請する場合（申請して交付決定後に車両を購入する場合）には自動車販売会社と申請者（購入者）が購入契約をした契約書の写しの提出が必要です。  
なお、契約書には、所定の記載内容のほか、導入車両の納入予定日（新車新規登録の予定日）を明記してください。この場合、納入予定日は令和3年3月4日以前であることが必要です。

問14. リースの場合、導入車両の見積書の宛先が、リース会社でなく導入車両を使用する貸し渡し先の事業者宛てとなっているケースがありますが、見積書としての添付書類に認められますか。

答 申請者はリース会社であることから、リース会社宛ての見積書が必要です。

問15. 導入車両のリース期間を2年間として、残りは再リースとするようなリース契約は可能ですか。

答 補助事業者は、導入車両（取得財産）について、法令で定める財産処分制限期間を経過するまで、処分できないこととなっています。補助対象車両の財産処分制限期間は車種や用途別に異なり、公募説明会資料62頁に記載のとおりです。リース契約は、この財産処分の制限期間を超える期間で契約を結ぶ必要があります。

問16. 既に補助対象車両を購入した後に申請を行う場合（実績申請）、申請から補助金が交付されるまでの大まかな期間を教えてください。

答 既に車両を購入後に申請を行う場合は、様式第1の2交付申請書兼完了実績報告書の添付書類として、購入から支払いまでの書類（見積書、請求書、領収書、精算払請求書等）を提出していただきます。協会としましては、交付申請書兼完了実績報告書を受け取った日から30日程度で審査を終了し、申請者に様式第3の2交付決定通知書兼交付額確定通知書を送付いたします。その後、清算払請求書にした

がって銀行等に補助金を振込むこととなります。従って、書類の差し替えなど申請書等提出書類に問題が無ければ、申請から補助金の支払いまではおおよそ40日程度と思われます。

また、「公募要領8. 申請受付日の留意事項」に記載のように、予算額の残額が2割程度に達した場合であって、令和3年1月29日までの申し込みをすべて受け付けた場合には、申請受付から交付決定までの期間が長くなることもあり得ます。

問17. 補助金申請後に補助対象車両を購入する場合（通常申請）、車両購入前の申請から補助金が交付されるまでの大まかな流れを教えてください。

答 車両を購入する前に補助金申請を行う場合は、書類に問題が無ければ、様式第1の申請書提出から約30日以内で協会の審査を終了し、様式第3の交付決定通知書を送付します。

導入車両を購入後、完了実績報告書（様式第11）及び添付書類（請求書、領収書等）を提出していただき、協会において審査後、様式第12の交付額確定通知書を送付します。その後、交付額確定通知に記載された確定額について様式第13の精算払請求書を提出いただき、当該請求に応じて補助金を支払うこととなります。

なお、この場合、交付決定前に車両を購入すると、補助金は交付されませんので十分気を付けてください。

問18. 車両購入前の交付申請の場合（通常申請）では、交付決定前に車両を購入すると補助金が交付されないのはなぜですか。

答 交付申請書（交付規程様式第1）を提出している場合は、協会からの交付決定通知書を受領後に車両を購入しないと補助金が交付されません。

なお、交付申請手続きの流れにつきましては、公募説明会資料14～15頁をご覧ください。

問19. リース事業者による申請の場合、補助金額を一括で車両購入業者に支払ってよろしいでしょうか。

答 リース事業者による申請の場合、リース料金から補助額の減額のみを認めています。一括で補助金を支払うことは認められません。

問20. リース会社の交付申請で、補助対象車両を4月に購入して契約済みの場合、リース契約及びリース料金算定根拠明細書の記載はどのように行えばよいのでしょうか。

答 交付申請時点でのリース料金の受け取り残額に、補助金を充当した状況で再度積算しなおし、変更契約書や明細書を作成してください。

問 2 1. リース料金算定根拠明細書は、説明会資料の様式と同一の内容が記載されていれば、様式は任意でよろしいでしょうか。

答 必要事項が記載されていれば、任意様式で結構です。

問 2 2. 様式第 1（交付申請書）の「2 補助対象経費」とは様式第 1（その 2 の 1）中のどの金額を記載するのですか。

答 様式第 1（その 2 の 1）の「(3) 補助対象経費支出予定額」の金額を記載してください。

また、複数台数の車両について 1 件の交付申請書により申請する場合は、それらの台数の合計の金額を記載してください。

#### 【その他】

問 1. 国の他の補助金と併用できないとなっていますが、デジタルタコグラフを国の補助金で導入して取り付けた車両には、本補助金は申請できますか。

答 デジタルタコグラフは、補助対象が異なるため（機器・装置であるため）併用が可能で申請できます。

問 2. 補助金を受けた車両が事故を起こして使用できなくなった場合、補助金の返還が必要ですか。

答 補助金を受けて購入した車両が、公募説明会資料 62 頁に示す財産処分の制限期間内に事故を起こして廃車などにする場合、過失の程度に関係なく、財産処分の承認手続を行っていただいた上で、補助金を返還していただく必要があります。詳細につきましては別途協会に相談してください。

問 3. リース事業者が申請した補助対象車両を使用する事業者が事業を継続できなくなった場合は、補助金の返還は必要ですか。

答 公募説明会資料 62 頁に示す財産処分の制限期間内に事業者が事業を継続できなくなった場合は、財産処分の承認手続を行っていただいた上で、補助金を申請した



リース事業者が補助金を返還しなくてはなりません。詳細につきましては別途協会に相談してください。

事業中止により、車両の所有者または使用者が変更される前に財産処分の承認手続を終了させる必要がありますので、ご相談は早めにお問い合わせください。

問4. 協会から送られてきた環境省補助事業である旨を示すステッカーは、どこに貼付すればよいのでしょうか。

答 導入車両の前面、後面、燃料タンクなど見える箇所に貼付してください。

なお、前面ガラス及び側面ガラスには貼付しないでください。また、充電設備については、側面など、充電に支障が起きない範囲内で見やすい位置に貼付してください。

問5. 様式第14（事業報告書）はいつまでに提出するのですか。

答 事業報告は、電動化対応車の導入によってCO<sub>2</sub>を削減した量を報告していただくものです。令和2年度分については年度終了後の令和3年4月30日までに、また、令和3年度分は令和4年4月30日までに提出が必要です。

問6. CO<sub>2</sub>の削減量は、どのように計算するのですか。

答 事業報告書の添付資料として、「二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量計算表（その1）及び（その2）」が規定されています。この様式に従い、CO<sub>2</sub>の排出削減量を計算してください。

このうち、「二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量計算表（その1）」の**標準車両の燃費④は当該補助事業者が事業の用に供している車両であって補助対象車両と同規模程度かつ同等仕様（以下「同格」という。）の最新燃費基準に適合したディーゼル自動車の実燃費値を記載してください。（補助対象車両を購入する時、代替する車両がある場合はその車両の燃費値。）**なお、同格の自動車を所有（使用）していない場合には、申請者が所有している自動車の中で、導入する補助対象自動車と同格又は同格に最も近いディーゼル車の実走行燃費。

また、「二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量計算表（その2）」は、導入車両の走行キロ及び燃料使用量等を継続的に記録する必要があるため、**3ヶ月毎に記録状況について協会へのご報告をお願いします**。当該報告の時期については、車両を導入した年度においては導入車両の登録年月日を含む月から3か月ごと、次年度については4半期（3か月）ごとに、当該期間の翌月末日までとし、メール又はFAXにて協会宛てに報告してください。

(例：導入車両の登録年月日が8月3日の場合)

- ・1回目：当該年度の8月～10月の3か月分を11月末日まで
- ・2回目：同11月～1月の3か月分を2月末日まで
- ・3回目：同2月～3月の2か月分を4月末日まで

(4月末には事業報告(15号様式)及び「二酸化炭素(CO2)排出量計算表(その1)」を併せて提出)

(次年度)

- ・4回目：同4月～6月の3か月分を7月末日まで
- ・5回目以降：7～9月の3ヶ月分を10月末日まで。以後同様。

問7. 交付規程第15条第1項に基づく事業報告書を提出するにあたり、CO2の削減量もしくは削減割合に関する要件はありますか。また、CO2削減量がマイナス(排出量が増加)となってしまった場合、ペナルティーなどありますか。

答 CO2の削減量、削減割合などの要件はありません。導入した電動化対応車両を使用して事業計画通り使用して頂いたうえで、走行キロ及び燃料使用量を正確に記録していただき、報告してください。なお、交付規程に基づく、事業報告書の提出がなされない場合は、交付決定を取り消し、補助金の返済を命ずる場合もありますので、ご注意ください。

また、削減量がマイナスとなった場合、走行状況等についてお聞きすることになります。報告内容が正確であれば、ペナルティーなどはありません。

問8. 補助対象車両の使用の本拠地が変更になった場合、事業報告書の登録番号と申請時の登録番号が相違することが予想されますが、問題ありませんか。

答 一つの事業者が複数の補助対象車両を使用する地域がある場合などは、そのような事例が考えられますが、自動車検査証の所有者及び使用者が変更にならなければ問題ありません。

なお、混乱を避けるため、事業報告書等の提出の際にご相談下さい。

問9. 事業完了日とは、いつのことを指すのですか。

答 自動車は、補助対象車両の自動車検査証における初度登録年月日、充電設備は設置完了日(工事完了日)で最も遅い日となります。

問10. 交付規程第8条13号に記載されている「補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。」と

はどういうことですか。

答 「J-クレジット制度」は温室効果ガスの排出削減量を「クレジット」として国が認証する制度で、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボンオフセットとして取引することができます。本補助制度で導入した補助対象車両でJ-クレジットの認証を受けたり、補助対象車両により削減される二酸化炭素量をJ-クレジットの対象にしてはならないという規定です。

問 1 1. 補助金を受けた車両が事故を起こして使用できなくなった場合、補助金の返還が必要ですか。

答 補助金を受けて購入した車両が、62 頁に示す財産処分制限期間内に事故を起こして廃車などにする場合、過失の程度に関係なく、財産処分の承認手続きを行っていた上で、補助金を返還していただく必要があります。詳細につきましては別途協会に相談してください。

#### 【充電設備関係】

問 1. 急速充電設備、普通充電設備とは

- 答 ① 急速充電設備とは、一基当たりの定格出力が 10KW 以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。充電の目安としては、トラックの場合、10分の充電でおよそ10km程度の走行が可能（電源 200V～400V）です。（普通車の場合、5分の充電でおよそ40km程度走行が可能（電源 200V）です。）
- ② 普通充電設備とは、一基当たりの定格出力が 10KW 未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。充電の目安としては、トラックの場合、1時間の充電でおよそ10km程度の走行が可能（電源 100V～200V）です。（普通車の場合、1時間の充電でおよそ10km程度の走行が可能（電源 100V）です。）

問 2. 補助対象となる充電設備の補助対象経費を教えてください。

答 急速充電設備・普通充電設備を購入する費用及び充電設備を設置するための工事費となります。なお、受変電装置（キュービクル）及び分電盤（ブレーカ）は含まれません。

問3. 充電設備を設置する土地が借地の場合の手続きを教えてください。

答 借地に充電設備を設置する場合は、土地の利用に関する許諾及び充電設備の保有義務期間（5年）以上において設置することの許諾を土地所有者から得ることが必要です。

よって、土地の利用に関する許諾書等の提出をお願いします。

問4. 充電設備を資本関係にある充電設備メーカーから調達する場合等について教えてください。

答 申請者が充電設備メーカー（自社含む）との資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。なお、充電設備メーカー及び充電設備販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、充電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います。

また、リース契約に基づく申請についても、リース契約の使用者（契約者）との間に資本関係がある場合、利益等排除の対象となります。

なお、利益等排除については、自動車の購入についても適用されますのでご注意ください。

問5. どのような充電設備を購入したら良いのか教えてください。

答 充電設備の申請に関しては、安全面、法規面については申請者が十分に確認し、申請者の責任の下に導入して頂く必要があります。そのため、申請時に下記の認証書のコピー等を提出して頂く必要があります。

- ① 普通充電設備については、（一財）日本自動車研究所の認証（製品認証、安全技術、互換性技術、出荷検査、品質マネジメント）を取得したもの。
- ② 急速充電設備については、CHAdeMO 認証書を取得したもの。
- ③ ①又は②の認証を取得していない場合は、安全性、自動車との接続性（互換性）、品質管理等が確認できる資料が必要となります。

問6. 補助金の交付を受けて設置した充電設備の管理について教えてください。

答 補助金の交付を受けて設置した充電設備の保有義務は設置完了した日から5年であり、補助金の交付を受けた方は、法令を遵守し、同じく補助金を受けて導入した電気自動車とともに、その効率的運用を図り、善良な管理者の注意をもって継続的に管理しなければなりません。よって、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」を備えて管理しなければなりません。保有義務期間に保有が困難になった場合、またはやむを得ず処分を行うときはJATAへ事前の届出が必要であり、原則とし

て補助金の返納が必要となります。

さらに、充電設備には、環境省の補助事業である旨のステッカーを見やすいところに貼付しなければなりません。